

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

貝塚市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システムの運用・保守を外部業者に委託しているため、業者の情報保護管理体制を確認したうえで、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府 貝塚市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者の資格取得・喪失手続、第1号被保険者の保険料免除関係申請・届出および国民年金給付関係の請求・届出を受付し、日本年金機構に対し報告・送付する法定受託事務を行うなかで、国民年金法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民年金の資格取得・喪失に係る事務 ②付加保険料の納付申出(該当)・辞退(非該当)に係る事務 ③国民年金保険料の申請免除(全額免除・一部免除・納付猶予・学生納付特例)に係る事務 ④国民年金保険料の法定免除に係る事務 ⑤老齢基礎年金・障害基礎年金(特別障害給付金含む)・遺族基礎年金の請求に係る事務 ⑥死亡一時金・寡婦年金の請求に係る事務 ⑦未支給年金の請求・死亡届(報告書)に係る事務 ⑧障害基礎年金・特別障害給付金・老齢福祉年金の所得状況届に係る事務 ⑨年金生活者支援給付金の支給に係る事務</p>
③システムの名称	住民情報システム(国民年金)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項および別表第1の31の項 国民年金法による年金である給付もしくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可または加入員の資格の取得および喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 ①第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項) ②第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金法による保険料の減免又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(50の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	貝塚市福祉部国保年金課 〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 072-423-2151(内線2525) 072-433-7271
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	貝塚市福祉部国保年金課 〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 072-423-2151(内線2525) 072-433-7271

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

